

第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年9月14日（水）10時00分～10時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 植木委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、松岡委員

使用者代表委員 田中委員、西本委員、福島委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出

(2) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について

(3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

(4) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

(2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程

(3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(4) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）

(5) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

（写）

(6) 年度別最低賃金改正一覧表

(7) リーフレット「鳥取県の最低賃金」(鳥取労働局作成)

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は、公開の扱いとしておりますが、傍聴希望の申出はありませんでした。

では、本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

まず、各委員の御紹介をさせていただきます。

では、公益委員を御紹介いたします。植木委員です。

○植木委員 よろしくお願ひいたします。

○長谷川賃金室長補佐 道前委員です。

○道前委員 道前です。よろしくお願ひいたします。

○長谷川賃金室長補佐 中野委員です。

○中野委員 中野です。どうぞよろしくお願ひします。

○長谷川賃金室長補佐 続きまして、労働者代表委員を御紹介いたします。河村委員です。

○河村委員 河村です。よろしくお願ひします。

○長谷川賃金室長補佐 北畑委員です。

○北畑委員 北畑です。よろしくお願ひします。

○長谷川賃金室長補佐 松岡委員です。

○松岡委員 松岡です。よろしくお願ひいたします。

○長谷川賃金室長補佐 続きまして、使用者代表委員を御紹介いたします。田中委員です。

○田中委員 田中です。よろしくお願ひします。

○長谷川賃金室長補佐 西本委員です。

○西本委員 西本です。よろしくお願ひします。

○長谷川賃金室長補佐 福島委員です。

○福島委員 福島です。よろしくお願いします。

○長谷川賃金室長補佐 ただ今、御紹介いたしました各委員については、資料ナンバー1の鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿を御確認ください。

それでは、議事に入ります。

議事の1番目、部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされています。選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しています。本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、部会長及び部会長代理について、御推薦いただけますか。

○道前委員 部会長に中野委員を、部会長代理には植木委員を推薦させていただきます。よろしくお願いします。

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。ただ今、道前委員から、部会長に中野委員、部会長代理に植木委員を推薦いただきました。異議なければ承認いただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、中野委員に部会長を、植木委員に部会長代理をお願いします。

それでは、中野部会長、植木部会長代理に御挨拶を頂きます。

まず、中野部会長からよろしくお願いします。

○中野部会長 皆さん、おはようございます。部会長に選任されました中野です。スムーズな議事進行を心掛けていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いします。

○植木部会長代理 皆さん、おはようございます。同じく部会長代理に選出されました植木です。部会長を助けていまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○長谷川賃金室長補佐 それでは、中野部会長、この後の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○中野部会長 それでは、本日の次第に従って議事を進めていきます。

議事の2番目、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 専門部会及び議事録の公開、それから議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認に関しては部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくということでよろしいか、確認をお願いします。

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から、専門部会、議事録の公開、その確認等について、本審議会と同様の取扱いにしたい旨の説明がありました。これに対して、皆さんから何か意見等ございますか。

(なし)

○中野部会長 では、特に意見がないようですので、事務局の提案どおり本審議会と同様の扱いにしたいと思います。

では、議事録の確認についてですが、労働者側から北畑委員、使用者側から西本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西本委員 はい、よろしくお願いします。

○北畑委員 お願いします。

○中野部会長 続いて、議事の3番目です。鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 特定最低賃金の改正の必要性に係る審議についての留意点を4点説明します。

まず、1点目ですが、鳥取地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方々を交えて議論を深めていただく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うということになります。

2点目ですが、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は「新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力する」とされており、現在まで全会一致以外の運用は行われていないということです。要するに、専門部会においては、結論が全会一致に至らない場合は、

必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申を頂くこととなります。

3点目ですが、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額ということとなります。

最後、4点目ですが、最低賃金法第16条において、決定又は改定される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨定められています。以上が4点の留意点です。

続きまして、お配りしている資料について説明します。

資料ナンバー2として、鳥取地方最低賃金審議会運営規程を、資料ナンバー3として、鳥取地方最低賃金審議会鳥取県最低賃金専門部会の運営規程を提出しています。こちらは見ておいていただければと思います。

資料ナンバー4は、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書（写）です。御覧のとおり、7月14日付けの申出について、7月25日に提出を受け、受理したものです。申出は労働協約ケースです。申出書において労働協約における最も低い賃金額は、時間額830円と記載されています。この申出を受けまして、資料ナンバー5のとおり、7月29日に鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をしたところです。

その後、資料ナンバー6と資料ナンバー7のとおり、鳥取県最低賃金が時間額854円、令和4年10月6日の発効で改正決定いたしました。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から、改正決定の必要性の有無を審議するに当たり、4点の留意事項について説明がありました。1点目は、専門部会を設置して審議を行うということ、2点目は、専門部会での決定には全会一致が必要であること、3点目は、労働協約の最低額が引き上げることのできる上限額となること、4点目は、改定される額が地域別最低賃金額を上回ることです。

そして、7月14日付けの申出書が7月25日に提出され、改正決定の必要性の有無について、7月29日付けの諮問を受けています。

また、令和4年度の鳥取県最低賃金が854円となり、7月14日付けの申出書の労働協約における最も低い賃金額830円を上回る結果となっています。

以上の現状も踏まえて、委員の皆さんから改正決定の必要性の有無について、意見を伺

いたいと思っています。

それでは、まず、労働者側の委員の方から、発言をお願いします。

○北畑委員 今回の最低賃金の役割を改めて申し上げます。まず、地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットであるということに対して、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの、また、その産業の基幹的労働者に適用されるものであって、大変重要な役割を果たしていると言っても過言ではないと考えています。

今回の特定最低賃金の申出については、現状を踏まえると、改正決定の必要性には至らないと判断せざるを得ないと考えています。地域別最低賃金との関係もありますので、来期には改正決定の必要性が審議できるよう、改めて検討していかなければいけないと思います。

しかし、一言申し上げるとするならば、各種商品小売業の視点から鳥取県の商圈を考えると、様々な鳥取県下の各種商品小売業が変化をしていると認識をしています。そういった意味では、この商圈の更なる活性化を労使で目指していかなければいけないと痛切に感じています。その意味では、当該産業で働く労働者のモチベーションは欠かすことはできないと思っていますので、改めて特定最低賃金の引上げに向けた審議が引き続き継続的に必要だと思っています。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

ほかに労働者側委員の方から、意見ありますか。

○河村委員 大筋の話は、先ほど北畑委員からお話をされたとおりに思います。今回、申出をされた人数からすると協定率が87.1%ということで、非常に高い協定率になっています。適用労働者数が1,326人ということですので、それほど多くはありませんが、同じく協定を提出された方が1,155人ということですから、相当大きな数だと認識をしています。結果として、地域別最低賃金が今回33円の引上げということで大きな引上げになり、協定額の最低額を上回る結果となったわけですが、我々としてはこの協定率87.1%は、制度上のおおむね3分の1も優に超している状況ですし、制度にのっとり肅々と申出をさせていただくということで今後も考えています。

それと、先ほど事務局から説明がありました留意事項4点の中の必要性の有無について、全会一致の議決に努めなければならないということですが、全会一致に向けて公・労・使、三者が真摯に向き合うということは、そのとおりに思っていますし、逆に言えば、必要

性が認められなかった場合、つまり全会一致に至らなかった場合においても、やはり丁寧な議論がされるべきだと解釈をしています。例えば、必要性ありの場合だけ丁寧な議論をして、全会一致に努めなければならないということではなく、必要性なしになる場合でも、やはり丁寧な議論が必要だと私としては解釈をしているところです。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。ほかの労働者側委員からはいいですか。

(なし)

○中野部会長 では、使用者側委員から意見ををお願いします。

○西本委員 労働協約上の賃金の最も低い額である830円を地方最低賃金額が上回っていますので、改正の必要性はないという考えでおります。

それと、特段意見はありませんが、去年の委員の発言を踏襲いたしまして、今後もしっかり議論をしていきたいと思っております。

ただ、余りにもこの労働協約上の最低額と地域別最低賃金額とのかい離が出てくる、あるいは労働協約上の最低額が常に地域別最低賃金を下回るという状況がずっと続けば、この特定最低賃金そのものがどうなのかという議論が出てくるかもしれないという去年の委員の発言も踏まえたいと思っています。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

ほかの使用者側委員の方、どなたか意見のある方はありますか。

○田中委員 昨今のこの賃金の引上げについて、やむを得ない部分も多々あります。ただ、企業としてこのような情勢の中、かなり厳しい状況だというのは理解していただきたいです。労働者として賃金が引き上がるということはモチベーションが上がる一方で、職場ではやはり扶養の範囲内で働かれる方も多々ありますので、そうした方々については賃金が上がる分、その労働時間の減少も発生していて、やはり労働時間が減ることによって、ほかの方々への負担が強えられるという現象も発生しています。当然、賃金を引き上げるのは、大変大切なことだと思いますけれども、その辺のことも踏まえて、全体で考えていく必要があると思っていますので、よろしく願いいたします。

○中野部会長 ありがとうございます。

○福島委員 近年の地域別最低賃金の動きを見ながら、雇用をしていくため、採用するために企業内最低賃金を上げていっているというのが実態ですが、それ以上に地域別最低賃金の方が上がってしまっているという状況です。地域別最低賃金の意味合いというところでいきますと、やはり労働者のボトムアップというところになりますが、企業ではやはり

管理職などにまでその恩恵を出すに至らないというのが現状でして、次第に賃金が詰まっていっているというのが実態です。それが労働者にとってモチベーションにつながるかどうかというのも、一つ、企業の問題として重く捉えているところでもあります。

また、余り若い方は採用していませんが、やはり若い方の特徴としまして、社会的な問題にもなっていますが、そんなに偉くならなくてもいいとか、今の給料でいけば偉くなくても賃金がそんなに上がらないからこのままでいいやとか、なかなか昔のように、働く意欲がなくなっているのかなというのが企業の実態だと思っていて、その辺を総額人件費の中で解決していかないといけない問題だと思っています。

最低賃金が上がれば上がるほど、そのような問題に直面しているというのが企業の実態でして、そのようなことも含めて最低賃金のあるべきところというのを、今後考えていかないといけないと経営者としては思っています。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

公益委員の方でどなたか意見はありますか。

(なし)

○中野部会長 皆さん、貴重な意見をどうもありがとうございます。

まず、皆さんからも発言がありましたが、改正申出の労働協約の最低額830円を地域別最低賃金854円が上回ってしまったということで、今年の改正決定の必要性については認められないという方向で報告したいと思っていますが、それでいいですか。

(異議なし)

○中野部会長 来年以降についてですが、鳥取県各種商品小売業最低賃金については、先ほどの資料を見ますと、平成29年度から改正の審議がないとなっていますが、先ほどの皆さんの意見にもありましたように、特定最低賃金の意義も踏まえて、この中でやはり今後もしっかり議論をし今後も続けていきたいというふうに考えております。

では、今回、全会一致で改正決定の必要性については認められないという部会報告書を作成いたします。事務局は、どれぐらい時間が必要ですか。

○片山賃金室長 5分ほどお願いします。

○中野部会長 では、5分間、休会といたします。

[休 会]

○中野部会長 では、報告書(案)が皆さんのお手元に届いたと思いますけれども、その内容について事務局から読み上げてください。

○片山賃金室長 それでは、読み上げます。

(案)、令和4年9月14日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、中野聡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当専門部会は、令和4年7月29日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただいて御確認いただき、読上げを省略させていただきます。

それから、次のページに審議の経過を記載してございますが、これも御覧いただきまして御確認いただき、読上げを省略させていただきます。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今読み上げました報告書(案)を部会報告として本審議会に報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

○中野部会長 ありがとうございます。

では、報告書の(案)を取ったものを部会報告として、本審に報告させていただきます。

では、次の議事に進みたいと思います。最後、議事の4番目、その他について、事務局から何か説明はありますか。

○片山賃金室長 今後の日程について御説明いたします。次回、第536回鳥取地方最低賃金審議会を、明日、9月15日、木曜日の11時から、こちらの会議室にて開催しますので、本審の委員におかれましては、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。今の説明について、何か意見はありますか。また、ほかに意見はありますか。

(なし)

○中野部会長 皆さんどうもお疲れさまでした。以上で、専門部会を終了したいと思います。